社会福祉法人○○会　役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第１条　この規程は、社会福祉法人〇〇会（以下「この法人」という。）の定款第〇条及び第〇条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、定款第〇条に基づき置かれる理事及び監事をいう。

(2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。

(3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。

(4) 評議員とは、定款第〇条に基づき置かれる者をいう。

(5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。

(6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(勤務形態に応じた報酬等の区分)

第３条　役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

(1) 常勤の理事　　　報酬（賞与、退職慰労金を含む）

(2) 非常勤の役員　　報酬

(3) 評議員　　　　　報酬

２　この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている理事に対しては、報酬等は支給しない。

|  |
| --- |
| 社会福祉法施行規則第2条の42に規定する「理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分」とは、常勤役員、非常勤役員の報酬の別等をいい、例えば、常勤理事への月額報酬、非常勤理事への理事会等出席の都度支払う日当等（日当が交通費実費額を超える場合は報酬等に該当）をいいます。 |

※役員が無報酬の場合

第３条　役員の報酬は無報酬とする。

|  |
| --- |
| 定款で無報酬と定めた場合については、支給基準を別途策定する必要はありません。一方、定款で報酬を定めているが、評議員会の決議によって無報酬と定める場合については、別途支給基準を策定する必要があります。 |

（報酬等の額の算定方法）

第４条　評議員には、定款第○条で定める金額の範囲内で、報酬を支給するこができる。

２　個々の評議員の報酬は、別表１に定める額とする。

３　この法人の全理事の報酬総額は、年間○○万円以内とする。

４　この法人の全監事の報酬総額は、年間○○万円以内とする。

５　この法人の常勤の理事の報酬月額、賞与及び退職慰労金は、別表２に定める額とする。

６　非常勤役員に対する報酬は、別表３に定める額とする。

７　計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

|  |
| --- |
| 「報酬等の額の算定方法」とは、報酬等の算定の基礎となる額、役職、在職年数等により構成される基準等をいい、どのような過程を経てその額が算定されたか、法人として説明責任を果たすことができる基準を設定する必要があります。  評議員会が役職に応じた一人当たりの上限額を定めた上で、各理事の具体的な報酬金額については理事会が、監事や評議員については評議員会が決定するといった規定は、許容されます（国等他団体の俸給表等を準用している場合、準用する給与規程（該当部分の抜粋も可）を支給基準の別紙と位置づけ、支給基準と一体のものとして所轄庁に提出してください。）。  「評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において決定する。」という規定や単に「職員給与規程に定める職員の支給基準に準じて支給する。」というだけの規定は認められません。  退職慰労金については、退職時の月例報酬に在職年数に応じた支給率を乗じて算出した額を上限に各理事については理事会が、監事や評議員については評議員会が決定するという方法も許容されます。  なお、いずれの報酬につきましても、不当に高額なものとならないよう支給の基準を定める必要があります。 |

(費用弁償)

第５条　この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

２　常勤の理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は通勤費支給基準に準ずる。

３　役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

|  |
| --- |
| 交通費等の実費相当分は報酬に含まれず、費用弁償の規定は報酬等の支給の基準の必須項目ではありません。  なお、名称（「車代」等）にかかわらず、実質的に報酬に該当するものは、支給基準の対象となります。 |

(支給の方法)

第６条　常勤役員の報酬等及び費用（旅費を除く。）は、毎月〇日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。

２　非常勤役員及び評議員の報酬等は、理事会又は評議員会の出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度支給する。

|  |
| --- |
| 「支給の方法」とは、支給の時期（毎月か出席の都度か、各月または各年のいつ頃か）や支給の手段（銀行振込みか現金支給か）等をいいます。 |

（支給の形態）

第７条　報酬等及び費用は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

２　報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

|  |
| --- |
| 「支給の形態」とは、現金･現物の別等をいいます。ただし、「現金」「通貨」といった明示的な記載がなくとも、報酬額につき金額の記載しかないなど金銭支給であることが客観的に明らかな場合は、「現金」等の記載は特段なくても差し支えありません。 |

(公表)

第８条　この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

|  |
| --- |
| 理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額（職員としての給与も含む。）については、現況報告書に記載の上、公表する必要があります。 |

(改廃)

第９条　この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(細則)

第10条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附　則

この規程は、令和○年○月○日から施行する。

別表１（評議員の報酬）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 日　額 |
| 評議員会への出席 | ○○円 |
| 上記の他、法人・施設業務のための出勤 | ○○円 |

* 定款に定める総額を超えることはできないことに留意すること。

別表２（常勤の理事の報酬等）

（１）月額報酬

|  |  |
| --- | --- |
| 役職名 | 月　額 |
| 理事長 | ○○円 |
| 業務執行理事 | ○○円 |
| 理事 | ○○円 |

（２）賞与

|  |  |
| --- | --- |
| ○月の賞与 | 報酬月額×○か月分 |
| △月の賞与 | 報酬月額×○か月分 |

（３）退職慰労金

|  |
| --- |
| 最終報酬月額×在任年数×○％（係数） |

* 上記在任年数は１か年単位とし、端数は月割りとし、1か月未満は切り上げる。

別表３（非常勤役員の報酬）

（１）理事

|  |  |
| --- | --- |
|  | 日　額 |
| 理事会等会議への出席 | ○○円 |
| 上記の他、法人・施設業務のための出勤 | ○○円 |

* 評議員会で定める総額を超えることはできないことに留意すること。

（２）監事

|  |  |
| --- | --- |
|  | 日　額 |
| 監事監査等への出席 | ○○円 |
| 理事会、評議員会等会議への出席 | ○○円 |
| 上記の他、法人・施設業務のための出勤 | ○○円 |

* 評議員会で定める総額を超えることはできないことに留意すること。

|  |
| --- |
| ※この規定例で常勤役員がいないときや、退職慰労金を定めないときなど、不要なところは省いてください。 |